

2019年10月

経営Q&A

回答者

税理士法人山田&パートナーズ

税理士 平井 伸央

消費税増税と軽減税率でどう変わる？ 企業の実務への影響と対策

～消費税増税と軽減税率の税制改正のポイント～

Question

当社は、事務機器の販売を行う法人です。2019年10月の消費税改正では、税率10%への引上げのほか、飲食料品に対する軽減税率、税率に関する経過措置、インボイス制度の導入等、様々な論点があり、結局のところ当社の実務にどのような影響があるのか整理できていません。

当社には軽減税率が適用される売上はありませんので、事務作業としての影響は大きくないと考えてよろしいでしょうか。

Answer

事業者における消費税改正の影響は、消費税が課税される取引における「売上側の立場（消費税を預かる立場）」と「仕入側の立場（消費税を支払う立場）」に区分して検討すると、論点を整理しやすくなります。

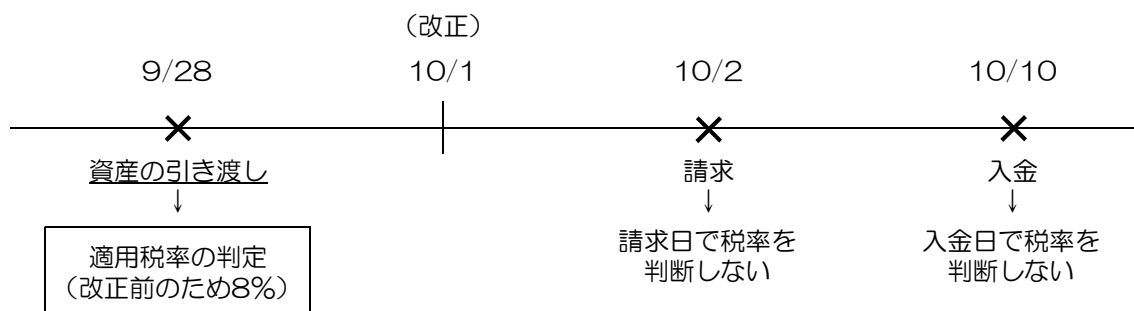
売上側の立場では、自社の取引において適用される税率を正確に把握することが重要です。仕入側の立場では、消費税の申告における仕入税額控除を適用するための要件が改正されましたので、実務への影響を検討する必要があります。また、税率が複数となるため、日常生じる経費の税率をどのように区分して集計するかがポイントとなります。

将来的に導入されることとなるインボイス制度の影響については、売上側と仕入側のいずれの立場からも早めに検討を進めておくことが良いでしょう。

1 消費税率の適用に関する基本的な考え方

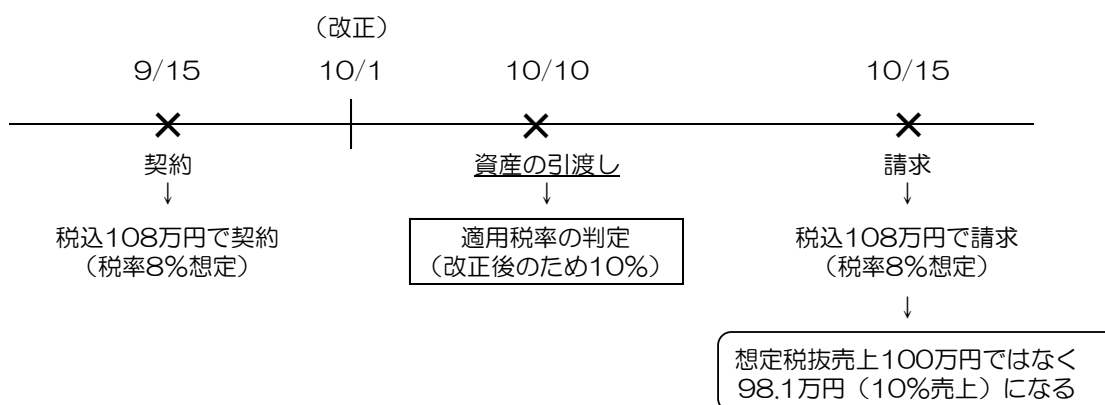
消費税の新税率 10%は、原則として、2019年10月1日以後に行われる取引について適用されます。「10月1日以後に行われる」とは、物の引き渡しを伴う資産の譲渡であれば10月1日以後に資産の引き渡し完了をいい、役務の提供であれば10月1日以後にその役務が完了することをいいます。請求書の発行日や対価の入金日（支払日）は適用税率の判断基準とはなりません。

【適用税率の判定（資産の譲渡のケース）】



したがって、請求書に8%の税率を記載して取引を行ったとしても、実際の資産の譲渡や役務の提供が10月1日以後に行われるのであれば、10%の税率が適用されます。この考え方は、特に売上側の立場において重要です。本来10%の税率で請求すべき消費税を8%の旧税率で請求してしまい、不足分を追加請求することができなかった場合には、自社の売上の減少に直結するためです。

【取引条件を旧税率とした場合の留意点】



また、改正前に予定していた納品が想定外の理由により遅れたにもかかわらず、相手方に十分な説明がないまま10%で請求を行うような場合には、相手先との間でトラブルになる可能性もあります。改正前後に行われた取引については、適用税率を慎重に確認する必要があります。

2 税率に関する経過措置

前項のとおり、消費税率の引き上げは、原則として、10月1日以後に行われる取引について適用されます。ただし、すべての取引について、資産の引き渡しの時期や役務の完了の時期を厳密にとらえて新税率の適用を行うわけではありません。契約内容や取引内容の実態等を踏まえて、10月1日以後の取引であっても旧税率の8%を適用する経過措置と呼ばれる取扱いが設けられています。以下は、経過措置が適用される取引の事例です。

(1) 請負にかかる経過措置

事業者が、2019年3月31日までに締結した請負契約(※)に基づき、10月1日以後に当該契約にかかる消費税の課税取引を行う場合には、当該取引にかかる消費税については、新税率の10%ではなく、旧税率の8%が適用されます。

(※) 工事、製造等の請負契約や調査業務等の無形の役務提供にかかる契約で、仕事の目的物の引き渡しが一括して行われ、かつ、仕事の内容につき相手方の注文が付されているものが対象となります。

(2) 貸付けにかかる経過措置

事業者が、2019年3月31日までに締結した資産の貸付けにかかる契約に基づき、9月30日以前に貸付けのための引き渡しが行われ、かつ10月1日以後も引き続きその契約にかかる資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容につき「貸付期間及び対価の額が定められている」「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがない」等の一定要件に該当するときは、10月1日以後に行う当該資産の貸付けにかかる消費税については、新税率の10%ではなく、旧税率の8%が適用されます。

以上の経過措置は、売上側(消費税を預かる側)の立場で記載していますが、仕入側(消費税を支払う側)の立場においても同様の取扱いとなります。したがって、10月1日以後に行った取引により支払う経費の中には、新税率10%と旧税率8%が混在することになります。ほかにも様々な経過措置の取扱いがありますので、実務上の混乱を回避するためには、税率の経過措置が適用される取引を早めに抽出しておくとともに、取引の相手方との間に適用税率の認識に相違がないか、請求書や領収書の内容を確認することが必要です。

3 軽減税率の導入

ここまでの内容は、消費税率が5%から8%に引き上げられた平成26年の改正においても同様の取扱いでしたので、しっかりと準備ができている事業者も多いと思います。一方で、今回の改正は前回の改正と異なり、単に税率を引き上げるだけではありません。税率の引き上げに伴う対応として、新たな課税上の仕組みが導入されています。その一つが軽減税率の導入です。2019年10月1日以後において次の資産の譲渡等を行う場合には、軽減税率8%が適用されます。

【軽減税率対象資産】

- 飲食料品（酒類及び外食サービスを除く）
- 週2回以上発行される新聞で定期購読契約が締結されたもの

軽減税率は、主たる事業として飲食料品を取り扱う事業者（農業、漁業、飲食料品加工業、飲食料品の卸売業・小売業、飲食店業等）のみならず、その他の事業者においても飲食料品にかかる経費の支払い等の何らかの影響があると考えられますので、早めに自社への影響を確認し、対策を講じる必要があります。また、税率に関する経過措置による旧税率の8%と、軽減税率による8%は、それぞれ同じ税率ではあるものの、国税と地方税の内訳が異なります（旧税率：国税6.3%、地方税1.7%、軽減税率：国税6.24%、地方税1.76%）。消費税の申告上、区分して計算を行う必要がありますので、期中の経理処理を行う段階から区分しておく必要があります。

4 仕入税額控除の適用要件の見直し

軽減税率の導入に伴い、「仕入税額控除」の適用を受けるための要件が改正されています。消費税は、消費に対して課税する税金ですが、消費者が直接納税を行うのではなく、消費者から消費税を預かった事業者が代わりに申告納税を行う、いわゆる間接税となります。消費税の納税義務者となる事業者は、納税額を計算するにあたり、預かった消費税から支払った消費税を控除することができます。この「支払った消費税を控除する」という計算の仕組みを「仕入税額控除」といいます。

事業者が仕入税額控除を行うための要件として、仕入の際に受領した請求書等を保存する義務があります。また、保存する請求書等には、作成者の氏名又は名称、取引年月日、取引内容、税込取引金額等が記載されている必要があります。軽減税率の導入に伴い、消費税の課税取引において適用される税率が複数になることから、保存する請求書等の記載内容についてもこれに対応する改正が行われました。改正は、以下のとおり段階的に行われます。

(1) 区分記載請求書等保存方式

《適用時期》 2019年10月1日～2023年9月30日

軽減税率が適用される取引については、改正前の記載内容に加え、「軽減税率の適用される資産の譲渡等である旨」の記載と「税率ごとに合計した税込対価の額」の記載が必要となります。これに対し、軽減税率の適用がない取引については、改正前と取扱いは変わりません。

売上側に交付義務や税率を区分して記載する義務はないため、仕入側において税率を追記する等の対応も認められます。

(2) 適格請求書等保存方式（インボイス方式）

《適用時期》 2023年10月1日～

軽減税率が適用される取引かどうかを問わず、原則として適格請求書発行事業者が交付する適格請求書（インボイス）の保存が必要となります。インボイスには区分記載請求書等保存方式の記載内容に加え、「適用税率」、「税率ごとの消費税額」及び「適格請求書発行事業者の登録番号」等が記載されている必要があります。

売上側がインボイスを交付できるようになるためには、適格請求書発行事業者として国に登録する必要があります。登録をした場合には、消費税の免税事業者になることはできず、必ず申告納税義務が生じます。また、インボイスの交付義務も発生しますので、登録をするかどうかの検討が必要となります。

区分記載請求書等保存方式が適用される改正当初の4年間は、軽減税率を適用する取引が多くなければ、改正前の実務とそれほど大きく変わることはありません。これに対し、インボイス方式が導入された後においては、仕入税額控除の適用を受けるために、請求書や領収書の内容がインボイスに該当するものかどうかの確認が必要となり、実務が煩雑になることが予想されます。また、売上側の立場においても、適格請求書発行事業者になる場合には、請求書等のフォーマットの見直し等の対応が必要となります。

インボイス方式導入まで4年間の準備期間はありますが、自社が適格請求書発行事業者になるかどうかも含め、早めに影響を整理し、準備を進めておく必要があります。

《執筆者紹介》

税理士法人山田&パートナーズ
パートナー 税理士 平井 伸央

2006年税理士登録

ホームページ： <https://www.yamada-partners.gr.jp/>